

昭和五十一年三月

大宰府史跡出土木簡概報(一)

九州歴史資料館

大宰府史跡出土木簡概報(一)

## はじめに

昭和四十三年以来続けてきた大宰府史跡地の発掘調査は、これまで地上観察を主として来た研究に対して、多くの新しい知見をもたらした。これらの発掘調査については、各年の調査概報によって報告をつづけてきている。

一方、従来の文献調査については、観世音寺文書を中心に、間接的探究をつづけてきた。ところがここ数年來大宰府史跡発掘調査によって得られた出土木簡の量は次第に増加してきた。これ等木簡の年代は他の文書よりも古く、一等史料として活用出来る性質を持っている。もしそれが断片的な資料であるにせよ、奈良時代或はそれよりさかのぼった文字に接することの出来る喜びは、調査に関与する人々の心を打つものである。このたびこれまでの大宰府出土木簡をまとめて紹介する機会が与えられた。文責はもとより編者、筆者にあるが、判読その他に御指導と御助言を賜った岸俊男先生はじめ、諸先学の御芳情に対し感謝の辞をささげたい。もちろん、この研究は将来の推進に俟つものが多いので、今後とも不変の御教導を祈念してやまない。

昭和五十一年初春の日に

九州歴史資料館々長

鏡 山 猛

## 例言

一、本概報は、昭和四三年末に開始されて以来の大宰府史跡発掘調査において出土した木簡について報告するものであるが、出土木簡についての調査、考察はいまだ十分ではないので、諸賢の教示をえて、さらに深めていきたいと考えている。

一、図版解説のうち、たとえば第四次は調査次数を示し、第二六次調査については本文中に記した出土地点の略号を付記した。その下の数字は木簡の縦×横×厚さの最大値（単価はcm）を示す。なお削屑については計測値記載を省略した。

一、「」は木簡の上・下の完形であることを示し、そのような表記のないものはすべて折損の状態にあることを示す。

一、木簡の积読にあたっては、大宰府史跡発掘調査指導委員の岸俊男氏、井上辰雄氏および奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部の狩野久氏、横田拓実氏などから多大のご教示、ご援助を得た。ここにあらためて深く謝意を表する。

一、木簡の樹種鑑定については、九州大学農学部松本勗教授、林弘也助手に委嘱し、その結果を記した。

一、本概報の執筆は倉住靖彦、写真撮影は石丸洋（第四次調査出土分は亀井明德）、編集は倉住が主としてこれにあたり、当館調査課員が援助した。

## 大宰府史跡と木簡の出土

七世紀後半、東アジアの国際情勢が緊迫し、朝鮮半島からの撤退を余儀なくされた時、前代以来の筑紫大宰の機能を継承して大宰府が設置された。その後いわゆる律令国家体制の成立とともに、整備拡充され、持統朝にはその体制もほぼ確立された。そして西海道諸国島に対する総管府として、また対外交渉における門戸として内外両面にわたる機能を果たしたが、それらは北九州地方の歴史的地理的性格を直接に反映したものであった。この律令制大宰府は地方支配機構においては全く他に類例を見ない特異な官衙であり、その後の律令制支配の推移にともなっていくたの紆余曲折をたどりながらも、一二世紀末の鎌倉幕府の成立によってその実を失うまで、ほぼ古代を通じて存続したのである。

さて、かかる大宰府政庁の遺跡は福岡県筑紫郡太宰府町に所在し、一般には「都府楼跡」の名で親しまれ、現在は「大宰府跡」として特別史跡に指定されている。そしてこれに東隣する「大宰府学校院跡」および「観世音寺境内および子院跡」という国指定の史跡とともに、便宜的に「大宰府史跡」と総称されている。なおこれの北方には「大野城跡」、また北西方には「水城跡」という密接な関係を有する特別史跡が所在している。

福岡県教育委員会では、大宰府史跡の発掘調査を去る昭和四三年末に政庁跡南門・中門地区において開始して以来継続して実施しているが、現在までに回数にして三〇数次の発掘調査を

完了し、少なからぬ新知見を得ている。なかでも、政庁地区についてはのべ七次の調査を実施したが、その規模あるいは建物の配置状況などについてはほぼ明らかにしたと言っても過言ではないだろう。しかし政庁地区の周辺に存在が想定される日常的執務のための施設すなわち官衙施設についてはようやく調査に着手したばかりの状況であり、またかつて鏡山猛氏によって提起された大宰府条坊制復原案に対して再検討の必要性を示唆する事実も明らかになるなど、今後に課せられている問題点も決して少なくはない。

ところで、これまでの発掘調査によってもたらされた成果の一つとして、木簡の発見を指摘できる。木簡は、周知のように、昭和三六年に平城宮跡において発見されて以来、この平城宮や藤原宮などの宮跡あるいは京跡をはじめとして、多賀城跡や国衙・郡衙比定地など各種の官衙跡というように、各地の遺跡において発見されており、現在ではその数量もかなりにのぼっている。

大宰府史跡においても、その歴史的な性格などからみて、木簡の出土は発掘調査の開始当初から十分予想されていたのであるが、事実現在まで前後三回にわたって合計約九五〇点を検出している。すなわち、調査の開始後一年半を経過した昭和四五年三月には、第四次調査として実施した蔵司西地区の調査において最初の九点を発見し、翌四六年九月には大楠地区における第一四次調査の際に五点、そして第二六次調査を実施した政庁地区正殿後方築地東北隅においては、四八年九月から一一月に

かけて約五地点から計九三〇点を検出した。なお四六年の学校院地区東辺部における第九次調査の際にも木簡様の木片一点を検出しているが、墨痕の有無についてはにわかには判定しがたい。

これらの木簡については、既に当該年度の発掘調査概報「大宰府史跡」においてその概略を報告しているが、このたび主要なものについて写真を掲げ、簡単な解説を付して、あらためて報告することにした。しかし言うまでもないことではあるが、個々の木簡自体はいずれもきわめて断片的なものであり、その史料性などについては将来の検討に俟たねばならない点が少ない。そこで今回は、木簡の出土状況や出土遺構などとの関連において、出土木簡の概要を報告するととめておきたいと思う。

なお、本概報において言う木簡とは、平城宮跡において発見されて以来、学界などの関係者によって慣用されている称呼に従ったものであり、付札類、習書あるいは抜き書きなどを含む文書・記録類、そしてそれらの削屑を総称したものである。また内容的には、古代地方官衙としての大宰府政庁との直接的関連において位置づけられるものに限定した。

## 木簡の出土状況とその概要

前述のように、大宰府史跡において出土した木簡は、前後三度にわたって合計九四四点を数えているが、この三ヶ所の出土地区の状況およびその遺構的性格にはかなりの差異が認められる。そこで木簡出土の各調査およびその出土地区ごとに、その

地形的状況、検出遺構、木簡の出土状況および出土木簡の概要などについて大略を述べておこう。

### I 第四次調査 蔵司西地区 昭和四五年

大宰府政庁中軸線から西へ約三二〇メートルに位置するこの調査区の地籍は大宰府町大字観世音寺字蔵司に属し、次のような地形であった。すなわち、北方には灌漑用の西ヶ浦池が位置し、南方には幅約一五メートルの水田を隔てて政庁地区前の大路跡に比定される県道山家―関屋線が東西に走り、東西は蔵司跡の台地と宇来木地区からつくづく舌状台地とはさまれた一種の谷間である。また調査実施当時の内部地形をみると、その東半部は低湿地を水田化したものであり、本来の自然地形は北方から二つの台地の間をぬって南下する流路域の一部であり、西ヶ浦池もその一部を利用して構築されたものと推定され、西半部は西方の台地につづく段状の水田であり、東半部の水田との比高差は二メートルをはかる比較的高燥の地であった。ここは史跡指定地ではなかったが、特別史跡指定地に隣接する地域でもあるので、遺構の存在なども十分想定しうるところでもあった。この発掘調査は宅地造成の申請にもとづいて行ない、調査の終了後は埋め立てて造成まではなされたが、現在はそのままの状態で公有地化され、さらに特別史跡「大宰府跡」の一部として追加指定されている。

調査は、調査区東半部の低湿地に東西方向のトレンチを二本、また西半部の台地上には七本のトレンチを設定して、のべ六〇〇平方メートルについて発掘を行なった。その結果検出された

主な遺構をみると、まずE3トレンチにおいては東西方向の築地とその中間に門を検出したが、この門は築地の脇門とも言うべき簡単な構造のものであり、政庁の南面築地からは心々距離で南に一六・四メートル、政庁中軸線からは西に三二・五・二メートルに位置している。その使用尺には問題が残るにしても、政庁中軸線からはほぼ三町の距離にあたることが注目される。

Nトレンチで検出した南北溝は幅約二六メートル、深さ二メートル以上におよぶ大きなもので、この溝中から九点の木簡を発見したのである。この溝の堆積土は、耕作土、床土の下が五層に分けられ、木簡2-5の四点を含む八点は地表面下約一・五メートルの第IV層から、また木簡1は第IV層にブロック状に混入した黄色砂質粘土の中から検出した。この第IV層は厚さ〇・二〇・四メートルの茶褐色を呈する腐植土層で、その堆積時期は七・八世紀と推定できるが、溝の西岸近くが厚く、東にいくにつれて薄くなって西岸から約二〇・六メートル付近で終り、木簡は西岸から約五メートルの範囲内に点在していた。なおNトレンチの南方約三二メートルの地点に設定したSトレンチにおいても南北方向の溝を検出したが、それからは出土遺物も少なく、Nトレンチにおける第IV層に相当する層も認められなかった。

次に出土木簡の形状をみると、三点はほぼ完形とみなしうるが、それ以外はいわゆる削屑一点を含めていずれも折損などのため原形の推定は困難である。出土点数も少なく、また遺存の偶然性なども考慮しなければならないが、後述する第二六次調査出土の木簡では削屑が大部分を占めていることはきわめて対

照的である。

文字については、二点はわずかに墨痕が認められる程度のものでほとんど判読できないが、他の七点は一点につき少なくとも一字は判読できるものである。しかし全文を判読できるものは、現存部を一応判読できる二点の断簡だけである。

上端の左右に特有の切込みを有する付札類は、表裏に「久湊評大伴マ」「太丹□□」(三方二異之)と記された木簡2など二点が出土しているが、ともに完形とみなされる。その他はいずれも文書類と推定され、木簡4の裏面は物差であり、古代尺度を考える上において注目されるものである。

これらの木簡の年代を示すような具体的年紀を有するものは検出できなかったが、前述の付札木簡2によってある程度は考定することができる。藤原宮跡出土木簡の「己亥年十月上挾国阿波評松里」と記された貢進物付札が学界の多年にわたる郡評論争に終止符をうち、いわゆる「コホリ」の用字としては「評」字が浄御原令施行期間、すなわち大宝令施行直前の七世紀末まで公的に使用されていたことを明らかにした。とすれば、中央よりは遠く離れた大宰府管内における郡評の用字改制の時期すなわち大宝令が施行されてある程度定着した時期は中央よりも若干は遅れたであろうと推定されるが、巨視的にはこの木簡の下限時期を八世紀初頭の大宝前後に比定することは可能であろう。木簡5に見える「貸稻」は大宝令以降における私出挙の古称であり、また木簡1に見える「里長」の存在した下限時期は、里が郷と改称された靈龜元年前後に求められることなども

この推定を傍証するものである。この九点の木簡は、その出土状況などからみて、いずれも同一時期に属するものであり、大宝前後を下限とするものと推定できよう。

## II 第一四次調査 大楠地区 昭和四六年

この調査地域は、政庁跡の前面を東西に走る県道山家―関屋線をはさんで、蔵司跡地区の南方に位置する水田で、地籍は大宇観世音寺字大楠にし、字不丁地区と境を接している。政庁中軸線からは西へ約二二〇メートルの地点にあたり、大宰府条坊制復原案における政庁地区の占地を方四町とみなせば、その西南隅に接する地域である。

調査は、東西方向に二本と南北方向に一本のトレンチを設定して、合計三三三平方メートルについて発掘した。その結果、南北方向に走る大小二条の溝を検出した。小溝は政庁中軸線から西へ約二一八メートルに位置し、大宰府条坊制復原案における右郭の二坊と三坊を画する境界線にほぼ一致している。またこの小溝の東方約一八メートルの位置に幅約一三メートル、深さ約二メートルという比較的大きな溝を検出したが、これの東岸には木杭による護岸施設が認められた。

木簡はこの大溝から発見したもので、合計五点を数えた。しかし文字を判読できるものは一点にすぎず、表裏にそれぞれ「双」、「倂」、「頓」などの文字を習書したものである（木簡6）。他の四点はいずれもわずかに墨痕が認められる程度の小断片である。またこの溝中からは、瓦や「那ツ支」也」と記された墨書土器（須恵器）を含む土器類などかなりの量の遺物を検出し

ている。これらの遺物から溝の堆積時期をみると、最下層は奈良時代の後半から平安時代の初頭にかけての時期、また最上層は平安時代の後半に比定できた。トレンチによる発掘調査ということもあって、これらの遺物との関連を推定できるような建物遺構は確認できなかった。

## III 第二六次調査 政庁地区正殿後方築地東北隅 昭和四八年

この調査地域は、後殿地区ともいべき政庁跡正殿後方地区の東半部である。昭和四七年に第一五次調査として実施した政庁地区回廊東北隅の調査によって、従来は全く不明であった正殿後方地区をとりかこむ施設が築地であることは判明したが、その構造や規模などについては明らかにするまでに至らなかった。そこでこれらの諸点を明らかにするために、この地区の約一八〇〇平方メートルについて発掘調査を実施したのである。

その結果、東面築地S A三三五の基壇東側石は東面回廊S C三五〇の基壇東側石と面をあわせて南北方向に一直線にのび、北面回廊S C三四〇の心から約六六メートルのところまで西に折れ、北面築地S A五〇五となってこの地区をとりかこんでいることが判明した。またその内部においては、掘立柱使用と礎石使用の二時期に分けられる梁行五間、桁行八間の建物S B五〇〇と三間×三間の楼あるいは倉と推定される礎石建物S B五一〇、土壇S K五一四などの遺構を検出した。

この過程で木簡を発見したのであるが、政庁地区内部でははじめての発見であり、また後述のように量的にも大であったこ



など注目されるものである。その出土地点は大きく五ヶ所に分けられるので、各出土地点ごとに略述しておく。

(1) A地点 調査区の北辺に位置し、北面築地の北側に隣接し、北方から流れ込んでいる溝状遺構で、地表面下約〇・五メートルの暗灰砂質土層の中から一点の木簡を検出した。それは軸部を欠いてはいるが、いわゆる題籤であり、表裏は肉太の文字で「府國司」「遭喪解文」と判読される(木簡9)。この出土層は平安時代の前・中期に形成されたと推定され、木簡の筆勢なども他の地点から出土したものとは異なり、達筆である。また溝状遺構の状況などからみて、この木簡は北方地区で投棄されて流入した可能性が強い。

(2) B地点 北面築地SA五〇五の土層観察のために設定した幅約〇・四メートルのトレンチで、築地の基壇天場から約一メートル下の第III腐植土層から木簡一点を発見した。それは物品伝票と推定されるもので、表裏は「十月廿日竺志前贄驛□□留<sup>多比古(六)十(十)具</sup>」<sup>多比古(六)十(十)具</sup>「湏志毛古割軍布古」と判読でき、ひどく損傷してはいるが、原形をほぼ推定復元できる(木簡7)。筑前の古称である「竺志前」と記し、「軍布」や「古」などの用字にも藤原宮跡出土木簡にきわめて近似する点が認められるので、時期的には八世紀初頭前後を下限とするものと推定される。贄の問題を通して大宰府の財政構造を、また大宰府政庁と筑前国司との関係を考える上において注目されるものである。

なお後日、このトレンチを約一・五メートルに拡幅した際にも、同じ第III腐植土層から一一点の木簡を検出したが、それらはい

ずれも削屑の小断片であり、文字の判読は困難である。

(3) C地点 北面築地SA五〇五と建物SB五〇〇との中間で、後述するD地点の土壇SK五一四の東側にあたる。地表面下約〇・七メートルの溝状遺構およびその南方に拡がる第II腐植土層から二四点、さらにその下約〇・二メートルの第III腐植土層から四点を検出した。しかし大部分は小断片と削屑の小片であり、文字は判読しがたい。

なおこの地点では、第II腐植土層の上層である青灰色土層から底部外面に「上毛郡」と墨書された須恵器を発見している。上毛郡は豊前国に属しているが、その古称である「上三毛郡」は大宝二年の豊前国戸籍によって有名である。また土壇SK五一四出土の木簡に「豊前」と判読できるものが数点含まれているが、これらが直接に関連するかどうかは明らかでない。

(4) D地点 土壇SK五一四である。北面築地SA五〇五と建物SB五〇〇のほぼ中間に、東西約三メートル、南北約二・五メートル、深さ約〇・五メートルの不整形で第II腐植土層に掘り込まれていた。この中からは、夥しい松葉や数種の種子類そして櫛などの木製品とともに木簡を検出したのであるが、それは第二六次調査出土木簡の大部分を占める八八七点を数えた。また形状的には木簡の一部ないしは削離部分と推定されるが、墨痕は全く認められない小木片を多数検出している。このほか木簡に関連するものとしては、墨書土器や硯に転用したと見られる須恵器の坯蓋なども検出しているが、墨書土器の文字の判読は困難である。これらの遺物は、土壇あるいは遺物の出土状

況などからみて、あらかじめ掘られた土壇に遺物が意識的かつ比較的短時間のうちに遺棄されたものであり、種子類からみてその季節は晩秋と推定される。

出土木簡は、全体の約九七％にあたる八六一点が削屑の小断片であり、一点が数片に分かれているものも少なくはない。これに對して、一応原形を保っているものとみなしうるものはわずかに付札木簡8の一点にすぎず、そして二五点は損傷などのために原形の推定は困難であるが、明らかに削屑ではなく、またこの二六点のうち二二点については、表裏両面に文字ないしは墨痕を認めうるものである。

次に文字についてみると、約一六〇点が一点につき少なくとも一字を判読もしくは他との比較から推読できるものである。

しかしこのうち約一〇〇点はわずかに一、二字を判読できる程度のものであり、その内容・意味を明らかにすることは困難である。これに對して数文字を判読できる約六〇点についても個々の内容・意味などの検討を必要とするが、約三〇点は一応成文、成句とみなしうるものである。

一字しか判読できないものを含めて約六〇点は明らかに習書と判断されるものであるが、なかでも解文の事書の書式である「謹解申事」あるいはその一、二字が特に目立つ。これ以外では、「勝」、「有」、「道」、「身」、「成」などの文字が多数認められる。

次に成文・成句とみなされるものでは、まず「長一人物守」(木簡53)や「長一人膳」(木簡54)と判読できるものあるいは草取

や柴取というような職名的なものがある。これらは職員令や延喜式などからうかがえる大宰府政庁の職制には見い出せないものであり、その実体などは明らかでないが、仕丁や使部などの問題を考える上において参考すべきものであろう。

人名では、「特進郵国公魏徵<sup>(時カ)</sup>□<sup>(策カ)</sup>壹□□□」と判読できる

もの(木簡12)をはじめ、車持朝臣氏道・鴨牧麻(呂)、山口忌寸・前田臣さらに広成・麻呂など計一一人分を検出できる。このうち魏徵は唐の太宗時代の人で、「群書治要」の著者としても有名であり、この木簡自体は他の人名木簡とは性格を異にするものと言える。これに對して他の九人はいずれも未知の人名であり、鴨牧麻(呂)が書生であること以外には、彼らの事績は全く明らかでない。

このほか「豈有渴飲鴻」と判読できるもの(木簡17)などある文章からの抜き書きと推定されるものを数点検出しているが、その出典などを明らかにするにはいたっていない。

(5) E地点 北面築地S A五〇五の北側に位置し、A地点の東方約四メートルの地点で、地表面下約一・三メートルの第III腐植土層から二点を検出したが、ともに削屑の小片であり、文字の判読は困難である。

以上のように、この調査ではおおよそ五地点から合計九三〇点の木簡を検出した。なお「大宰府史跡 昭和四八年度発掘調査概報」においては、出土木簡の総点数を九七三点、またD地点の土壇SK五一四からの出土点数を九三〇点と報告した。しかし前述のように、土壇SK五一四から出土したものの大部分

は削屑の小片であり、これらについては再整理を行なった結果、本来は同一個体に属すると認められるものを検出したので、それを集約して現時点において確認できる総点数を九三〇点と訂正する。なおこれ以外にも、木質あるいは筆跡などからは同一個体に属するのではないかとみられるものが若干存するが、現状では形状的に接合せず、内容的にも判定できないので、現時点では一応別個のものとして数えておく。

この調査においても紀年銘を有するものは検出されなかったが、およそその年代考定は可能である。すなわち共伴土器の編年などを考慮して木簡包含層の形成時期をみると、最下層の第Ⅲ腐植土層は奈良時代の初期ないしは前期に比定でき、第Ⅱ腐植土層は奈良時代の中期から後期にかけての時期、そして最上層の暗灰砂質土層は平安時代の前・中期と考えている。八世紀の初頭以降には下らないと推定できる木簡8の出土地点が北面築地S A五〇五の基壇下の第Ⅲ腐植土層であったことから、この包含層の形成時期推定は妥当なものと考えられ、その時期を木簡の時期とみなしても大過ないだろう。

ともあれ、この木簡出土は政庁地区内部においてははじめてのことであり、削屑が大部分ではあるが、大量のものが一括して出土し、その意義はきわめて大きいと言える。

## 小 結

以上に概要を述べたように、大宰府史跡においてはこれまで三度にわたって合計約九五〇点の木簡が出土している。しかし

その大部分は小断片や削屑の小片であり、数字の文字を判推読できるものを含めて、その史料性については今後の検討に俟たねばならない点が多くはない。また出土点数に対して文字を判推読できるものが少なく、出土木簡による成果などについて論ずることは困難ではあるが、今若干述べておきたい。

律令制大宰府に関する史料は、六国史など当代の諸文献にもしばしば散見できることであり、近年それらは竹内理三氏の編によって「大宰府・太宰府天満宮史料」として集大成されているが、律令制地方官衙に関する史料としては、他の地方官衙に関するそれとは比較にならないほど質量ともに恵まれている。しかしその多くは中央政府の手によって編纂されたものであるだけに、大宰府の実態にかかわるものは必ずしも多くはなく、その点で第一次史料としての木簡のもつ意義はきわめて大きいのである。たとえば、書生・使部などというような大宰府政庁の下級職制についての知見の増加、あるいは車持朝臣氏道以下の未知の人名検出などを指摘できる。しかしこれらが直ちに有効な史料としての機能を発揮するものでないことは言うまでもなく、さらに今後の検討を要するのである。

次に出土木簡と遺構との関連についてみると、第四次調査出土の木簡については、蔵司との関連が想定されるが、第一次調査と第二次調査出土の木簡については必ずしも明らかではない。

政庁跡西側の小丘は、そこに現存する三三個の礎石とその「蔵司」という小字名などから蔵司の遺址に比定されている。令制

では、西海道諸国島の調庸物は大宰府に進納され、蔵司はその収納を担当し、礎石はその倉庫の遺構である。従って豊後国からの貢進物の付札である木簡2が蔵司から投棄された可能性は強く、他の八点についても、その出土状況などからみて、蔵司との関連は十分に想定できる。

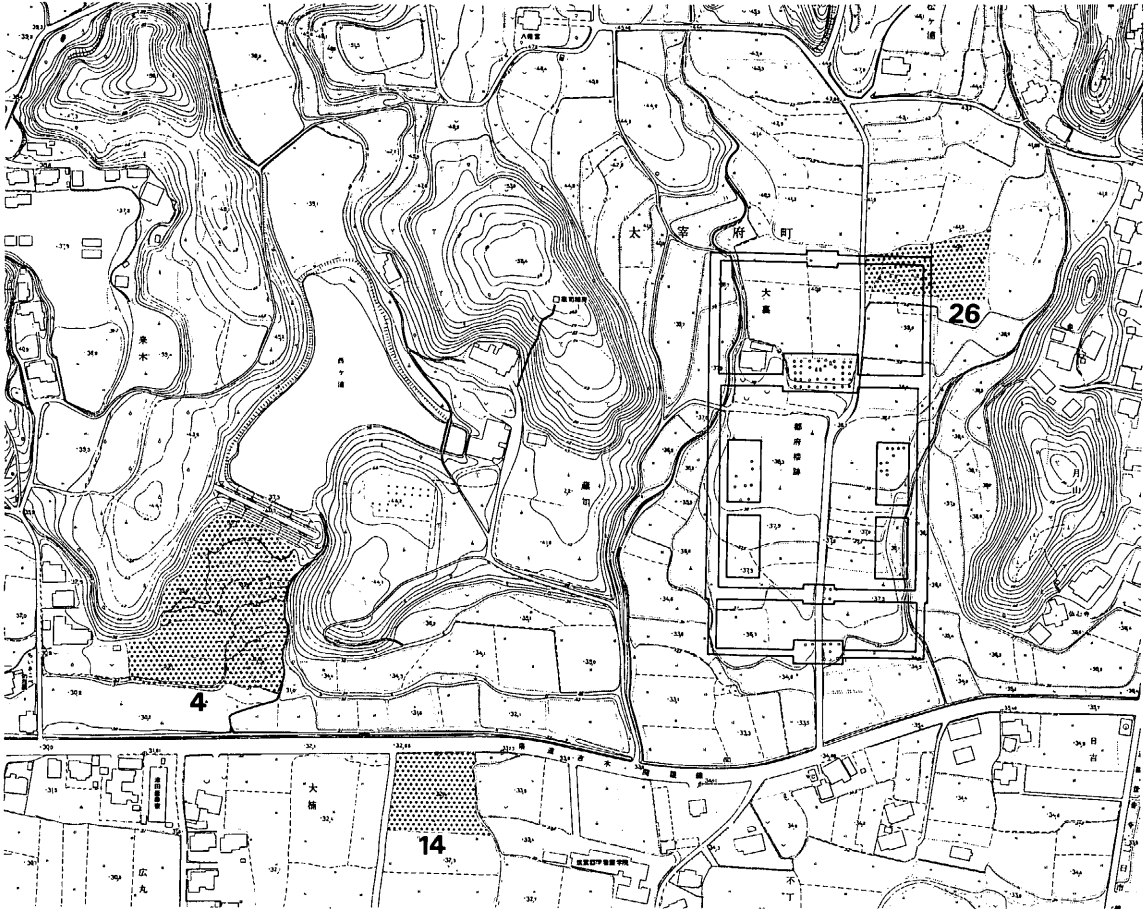
次に、大楠地区出土の木簡は、北方の蔵司地区あるいは東北方の政庁地区から流入したとも考えられるが、現在の県道山家―関屋線が大宰府条坊制における政庁前の大路に比定できることもあり、その可能性の想定は若干困難であろう。これに対して、この調査区に東隣する水田は大字観世音寺字不丁に属しているが、小字名の不丁は「府庁」に音通し、大宰府政庁に關係する官衙地区と推定される。そこで第一七次調査では南北方向に梁行二間、桁行七間の礎石を有する建物遺構を検出したが、これも何らかの官衙施設と考えられる。従って大楠地区出土の木簡もかかる官衙施設との関連性を想定することは可能であるが、前述のように、木簡出土の溝の東方に位置する小溝が条坊制における右郭の二坊と三坊を画する境界線とも想定されるので、三坊地区において検出した木簡と二坊地区に所在する建物とが直接に関連するかどうかについては検討を要する。

このことは第二六次調査出土の木簡についても言うことができる。すなわちD地点の土壇SK五一四以外では、木簡は二つの腐植土層の中に点在していたが、これらの腐植土層とともに北面築地SA五〇五の南北両側に拡がっていた。また政庁地区自体の本来の地形は、東西を月山と蔵司という小丘にはさまれ

た一種の谷間的なところに、背後の四王寺山から土砂が流入して堆積したものである。従って腐植土層中の木簡が投棄地点から移動していることは推測に難くなく、おそらく北面築地SA五〇五北方の、現在は約一メートルほど高くなっている地区で投棄され、流入したものと推定される。不丁地区のように、内裏における豊樂院に相当すると考えられる政庁地区の周辺には、日常的執務のための施設が所在し、この後背地区もそのような一部であったと考えられる。しかし未調査のためその詳細については明らかでない。

またD地点の土壇SK五一四出土の木簡については、削層が大部分を占め、内容的にも習書が多いことと木簡36に見えるような書生の存在とも無関係ではなく、さらに近接する建物SB五〇〇との関連も想定されるが、それは困難なようである。すなわち、築地や建物はいずれも灰色砂質土および青灰色砂質土の整地層の上に構築されている。土壇SK五一四はこの整地層の下層の第II腐植土層に掘りこまれたものであり、時期的には築地や建物よりもさかのぼるものである。従ってこれらの木簡は一括して投棄されたものではあるが、建物SB五〇〇とは無関係と言うべきであろう。とすれば、それらが製作されたのは他の地点出土のものと同じく後背地区かもしれないが、土壇SK五一四と北面築地SA五〇五との先後関係は明らかでないので、断定はできない。

次に木簡の時期については、前後三度にわたる出土を通じて、紀年銘を有するものあるいは絶対年代の比定可能なものは一点



大宰府史跡木簡出土地点要図（数字は調査次数を示す）

も検出できなかったが、ある程度は推定することができた。すなわち最も古いものは、木簡2や7などに見られるように、八世紀初頭前後を下るものではないと推定でき、新しいものは木簡9で、平安時代の前・中期と考えられる。なお第二六次出土木簡の大部分を占める土坑SK五一四出土のものからはその時期を示唆するようなものも検出されなかったが、出土層などからは奈良時代の中期から後期にかけてのものと推定された。

ところで、第二六次調査出土木簡の時期は政庁施設の整備時期とも関連している。八世紀初頭前後のものと推定される木簡7の出土地点が北面築地S A五〇五の基壇下であったことは、この段階ではいわゆる後殿地区をとりかこむ築地は築かれていなかったことを示している。かつて南門・中門地区の調査において、現地表に露出している礎石の下層にも礎石の存在することを確認し、さらにその下層では政庁創建期の施設と推定される掘立柱建物の遺構を検出した。掘立柱建物から礎石建物に改められた時期について

はさらに検討を要するが、木簡7は政庁施設が十分整備される以前のものであり、まだ掘立柱建物であった時期のものではないかと考えられる。とすれば、従来政庁施設が礎石を使用した建物に改められたのは天武朝から文武朝にいたる間と考えられていたが、むしろ八世紀初頭の文武朝以降とすることができ、特にいわゆる後殿地区については整備はかなり遅れたのではないかと考えられる。

最後に人名について述べておこう。第四次調査で三名、第二次調査で二名ほど検出しているが、彼らの事績はほとんど明らかでない。しかし第二六次調査で検出したうち、仕丁益人や使部清人などはともかくとして、車持朝臣氏道・山口忌寸・前田臣などは、鴨牧麻(呂)が書生であり、土埴SK五一四出土のものでは削屑が大部分を占め、しかも習書が多く、同筆と推定されるものも少なくないことを考えると、府の下級官人なかでも書生であったとみなしてよいのではないだろうか。前田臣に関しては齊衡年間に筑前国上座郡大領として前田臣市成の名が見え、在地性の強い郡司級の氏族と推定されるが、天長二年八月十四日の太政官符にもうかがえるように、府にはこのような郡司級氏族の出身者が書生などとして勤務していた。そして平安時代の中期以降、彼らは各種の府官として府政の中枢を占めるのである。

以上、出土木簡に関連して若干述べてきたが、その個々の史料性あるいはそのもつ意味などについては、今後の検討・考察を要する点が少ないので、さらに深めていきたい。

釈

文

1 □□疾病爲依」

□□日下部牛<sup>(字カ)</sup>

里長日下部君牛脊」

第四次 一四・七×三・一×〇・六

ヒノキ

「疾病爲依」の四字を「疾病の爲により」と読み下してよいのか文法上若干疑問であり、また上半部が欠損して  
いるため全体の文意は明らかでない。また裏面右側の「□□日下部牛<sup>(字カ)</sup>」は追記であろう。従来いわゆる休假届とみ  
なされていたが、必ずしも断定できない。日下部については、仁徳記に「亦為大日下部王之御名代、定大日下部、  
為若日下部王之御名代、定若日下部」とあり、ついで両部とも若日下部王すなわち雄略皇后草香幡梭皇女に帰してい  
る。日下部君はその首長の後裔氏族と考えられる。西海道における日下部君については、豊後風土記の日田郡鞆編  
郷の条にその伝承が見え、天平九年の豊後国正税帳にも某郡少領および主帳としてその名が見える。このほか日下  
部氏関係氏族は、松浦佐用姫の裔族の所在した肥前をはじめ、筑前・筑後・豊前・肥後・日向などの諸国において  
も見られ、かなり広範囲に分布していたと推定される。令制では、五〇戸を一里として各里には里長を置いたが、  
靈龜元年には里が郷と改称され、その下部単位として二・三の里が配され、各里には里正が置かれた。従って、こ  
の木簡の下限時期は靈龜元年前後に比定することが可能であろう。



其目下狀  
若牛身

疾病  
若天

1

2

「久須評大伴マ」

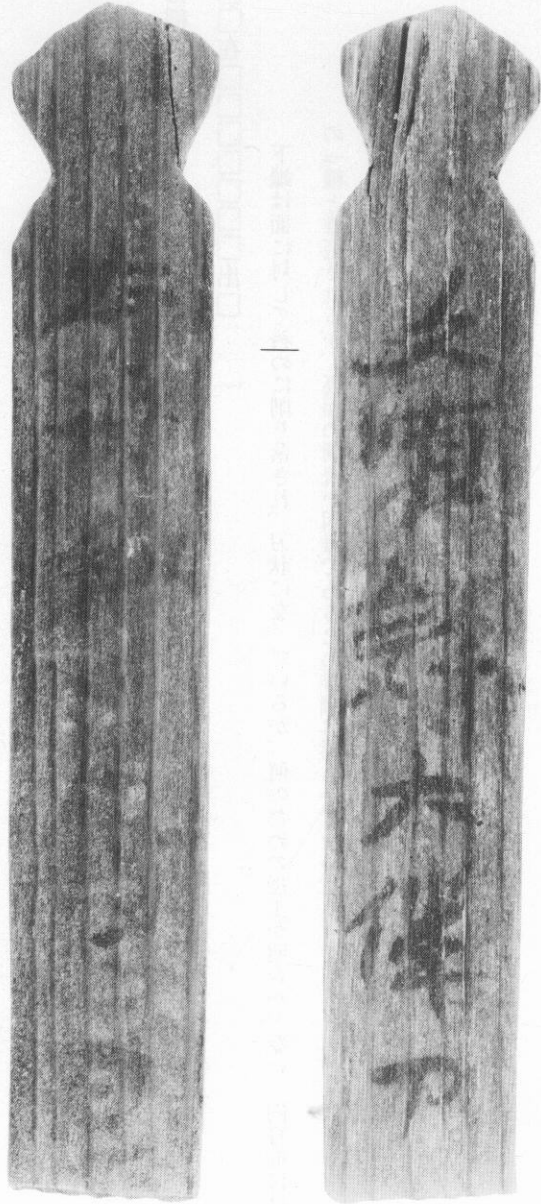
「太丹□□」

□□□□  
(三カ)具カ)

第四次。一五・六×二・七×〇・三

スギ

下端の切断は二次的なもののように見えるが、本来のものともみなしてよいだろう。久須評は豊後国球珠郡である。藤原宮跡出土木簡「己亥年十月上挾国阿波評松里」が長年の郡評論争に終止符をうち、「コホリ」の用字としては「評」字が大宝令施行直前まで公的に使用されていたことを明らかにした(「藤原宮跡出土木簡概観」)。従ってこの木簡の下限時期も大宝令施行前後に比定することができよう。大伴部については木簡5にも見えるが、その分布は西海道のほぼ全域にわたって見られる。裏面の「太丹」は大伴部につづいて大伴部太丹という人名になるのか、赤色顔料である朱の別称であるか明らかでないが、後者とすれば統紀文武二年九月乙酉条に見える豊後国の真朱との関連が注目される。



2

3

「告稲事者受食白 大伴マ尺手此」

「□□在□□□□□□□□出□」

第四次 三四・三×二・一×〇・六

ヒノキ

下端は面に対して斜めに削り落され、刃状になっているが、何のための加工が明らかでない。内容的には文書類の一種と推定されるが、裏面の判読が困難であるため詳細は明らかでない。

告 禘 率 者 爰 良 白 大 饗 下 房 辛 卅

## 4

「八月<sup>(廿カ)</sup>□記貸稲数<sup>財マ入 物財</sup>

第四次 一五・三×三・二×〇・七

ヒノキ属

下半部は欠損しているが、貸稲の出納に関する文書であろう。貸稲は私出挙の古称であり、大宝令以降はもっぱら出挙の呼称が用いられたので、この木簡の下限時期は大宝前後に比定することが可能であろう。財部は寶皇女(皇極天皇)の御名代部と言われるが西海道では、筑前国嶋郡川辺里大宝二年戸籍に財部阿麻賣、統紀宝龜元年七月戊寅条に筑前国嘉麻郡人財部宇代などが知られる。なおこれの反対面は物差であり、古代尺度を考える上において注目されるが、両面の先後関係は明らかでない。物差の現存長は約一四・八センチで、ほぼ一寸ごとに区分され、五寸分にあたる。その各一寸はさらに四区分されているが、いずれも正確には等分されていない。その計測値は下表のとおりである(単位はcm)。

	左	右
①	3,185	3,175
②	2,870	2,825
③	3,035	3,085
④	3,020	2,995
⑤	2,775	2,780
平均	3,020	2,999

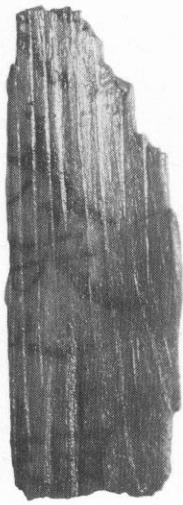
## 5

□大夫之□□

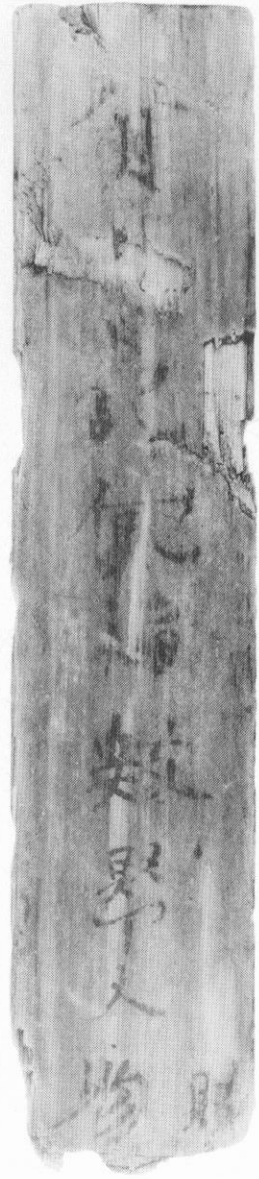
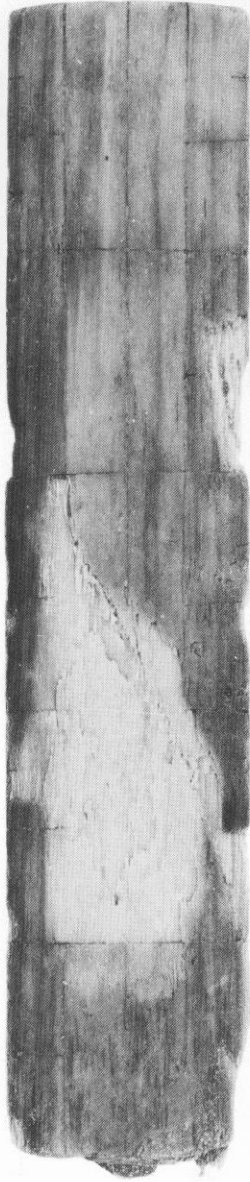
第四次

ヒノキ

習書とみられるが、削屑の小片であるため確証はない。大夫は五位以上の帯位者に対する尊称と考えられ、大宰府官人では少弐以上がこれに該当する。なお万葉集巻五に見える天平二年の梅花の宴では、大弐については「紀卿」とするが、少弐については「小野大夫」というように記している。



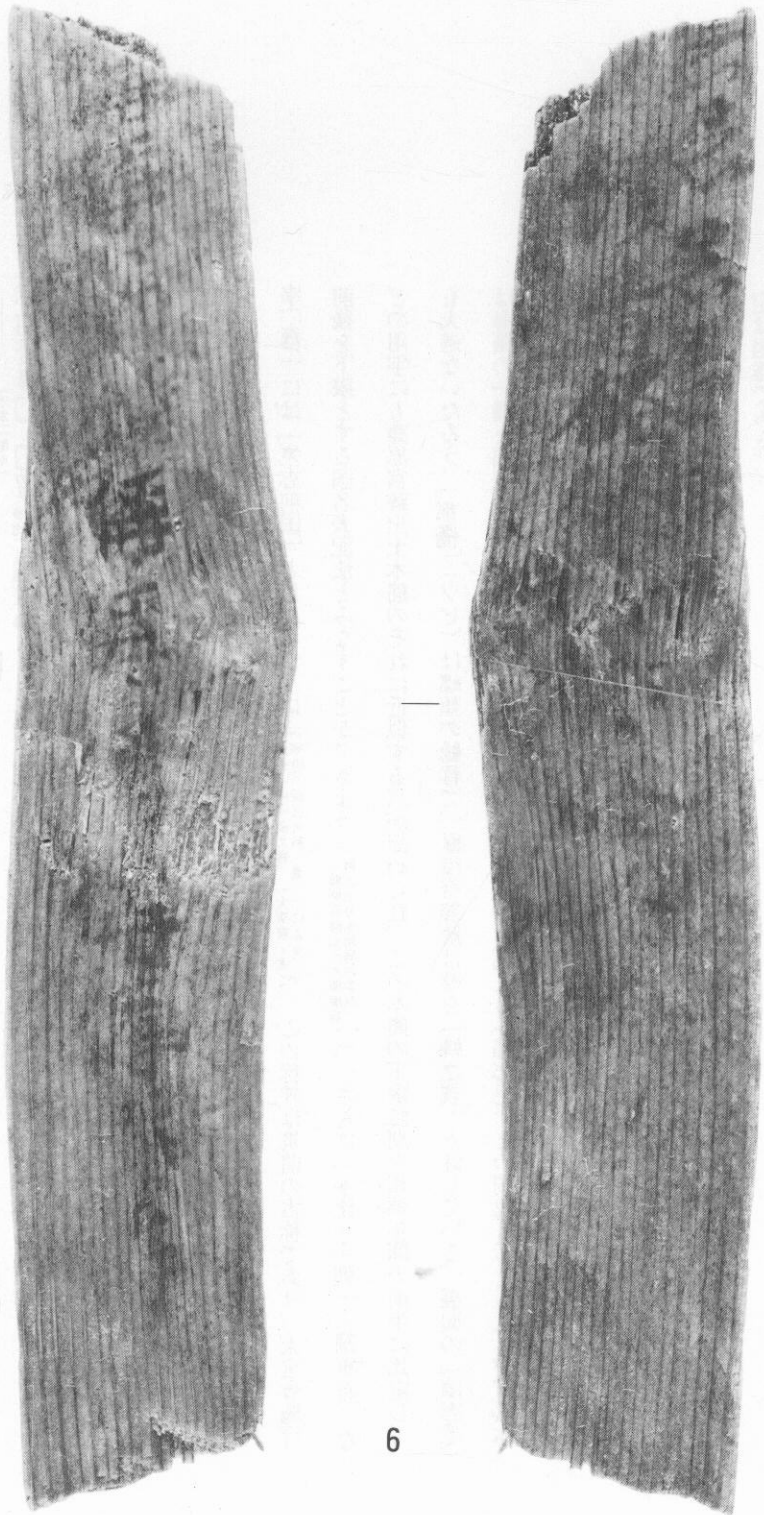
5



4







6

〔十月廿日竺志前敷眞驛（寸カ）（糸カ）〕  
多比二生鮑六十具  
 驛四列都備五十具

〔湏志毛十古 割軍布一古〕

第二六次—B 三二・一×二九×〇・三 広葉樹

中間部などに折損がはなはだしいが、原形の推定復元は可能である。しかし上端の切断面が本来的なものか二次的なものかは明らかでない。具体的な年紀は記されていないが、用字などからある程度の時期推定はできる。藤原

宮跡出土木簡に「：〔筑志前〕：」と記されたものが見え（奈良県教育委員会編「藤原宮」所収木簡釈文<sup>14</sup>）、また大宝四年二月十一日付の「大

宰〇移」には「竺志前国」と見えるように（東島文庫所蔵文書「大宰府・大宰府天満宮史料 卷一」による）、この称呼は筑前の古称であり、大宝令施行

前後を下限とする国名表記法とみなすことができよう（「藤原宮跡出土木簡概報」<sup>15</sup>、さらに「多比」・「列」・「割軍布」な

どの用字にも藤原宮跡出土木簡のそれに近似する点が認められ、この木簡の下限時期を和銅年間の前半に比定して

も大過ないだろう。「都備（ツビ）」は螺類の総称で、賦役令義解は螺を「蚌之属」と註している。裏面の「湏志毛」

は海藻の一種と推定され、正倉院文書や延喜踐祚大嘗祭式などに見える「都志毛」との関連も考えられるが、具体

的には明らかでない。「生鮑」以下はいずれも生鮮海産物と推定されるので、大宰府において何らかの処理加工が

なされたのであろうが、（寸カ）（糸カ）「驛〇留」の意が通じがたく、必ずしも明らかでない。また単位名らしい「具」の意味

も明らかでないなど、今後の検討に俟たねばならない点が少なくはない。ともあれ、大宰府における贄の問題、ひ

いてはその財政構造を考える上において注目されるものである。なお「驛〇留」は「驛〇留」とも見られるが判

定は困難である。



「帥卿御料六端卅三〇（斤カ）」

「使部清人」

第二六次—D 一七・〇×一・七×〇・三 針葉樹

土扨SK五一四出土のものでは唯一の完形品である。「帥卿」は、大宰帥と八省卿との兼任者とも解されるが、従三位以上を帯する大宰帥に対する尊称であろう。この品目は記されていないが、「御料六端」とあることから布と推定される。禄令給季禄条によれば、従三位大宰帥に給与される布は年額七二端であり、六端というのはその一ヶ月分に相当するが、季禄は二月と八月の二回にわけて支給される規定であるから問題が残る。最下の一字は「斤」と読めそうであるが（「藤原宮跡出土木簡概」、品目も不明であるため断定はできない。軍防令によると、内六位以下八位以上の嫡子を三等に分け、身材劣弱にして文筆も識らない下等な者を使部となし、諸司に配置してその雑役などに従事させたのであるが、職員令では大宰府への配属は規定されていない。しかし宝龜四年には、以後は外散位を取って大宰府使部に補すとされ、もし駈使に堪えない者があれば白丁二〇人以内の選用が認められ、延暦一六年にはその定員が四〇人に改定されている（「延暦十六年四月」）。延暦一九年には「進上木蓮子御贄使府使部大伴直石國」の名が見え（「延暦十九年正月」）、また平城宮跡出土木簡にも「……大宰府使部……」が見える（「平城宮跡発掘調査」）。

「府國司」

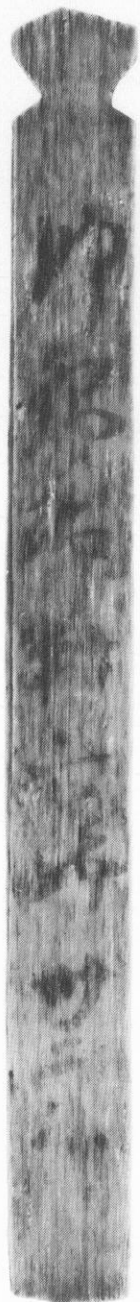
「遭喪解文」

第二六次—A 八・六×三・三×〇・六 針葉樹

軸部を欠いているが、いわゆる題籤である。出土状況あるいはこの運筆などからみて平安時代の前期ないし中期のものとして推定される。律令制下、職事官は遭喪に際して一時的に解官もしくは給假され（「假令職事官遣」）、一定の服紀後本官に復任される仕組であり、これはかかる遭喪に際しての解文を綴ったものの題籤である。「府國司」は大宰府管内の国司とも解されるが、大宰府の府司と管内諸国司との併合称呼とみなすべきであろう。しかしその国司が管内全域のそれかあるいは一部特定のそれを意味するかについては明らかでない。



9



8

10

〔(策カ)  
前  
(國カ)〕

第二六次―D 一二・二×二・七×〇・四

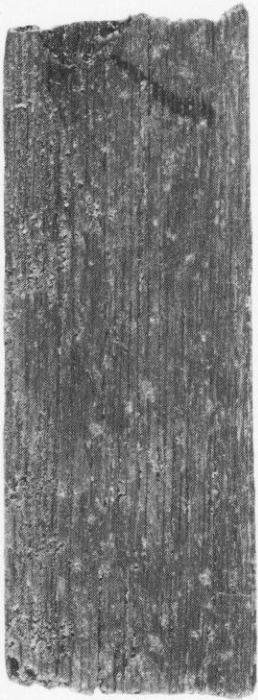
付札と推定されるが、詳細は明らかでない。

11

〔仕丁益人〕  
人  
〕

第二六次―D 九・二×三・三×〇・五 針葉樹

上半部が欠損しているため、いかなる目的のものか明らかでない。賦役令によると、仕丁には五〇戸ごとに正丁二人を選んであて、諸司や封戸の給主に配置して雑役などに従事させた。大宰府では、「……、但府官人者、任在辺要祿同京官、因此別給仕丁公廩稻、……」として(統紀天平八年五月丙申条)、官人に配属されている。延喜民部式によると、帥の三〇人をはじめとして官人あるいは内部の諸司にそれぞれ仕丁が配属されている。しかしこの仕丁と軍防令に規定されている事力との関係は明らかでない。なお木簡9に見える「使部清人」と同じように、この益人にも姓氏の記されていない点が注目される。



11



10

12

「特進郵國公魏徵 (時カ) 務 (策カ) 壹 (卷カ) □ □ □ □

第二六次—D

針葉樹

魏徵(？)六四三)は唐の太宗時代の人で、「群書治要」の著者として有名である。「特進」は正二位に相当し、「郵國公」は彼の封名である。その時務策は令集解の賦役令孝子条および考課令進士条の二ヶ所に引用されているが、「日本国見在書目録」(「続群書類従」所収)には収められておらず、詳細については明らかでない。

13

□ 郵國公務務 (勝カ) 勝 □ □ □ □  
□ 巍 □ □ □ □

第二六次—D

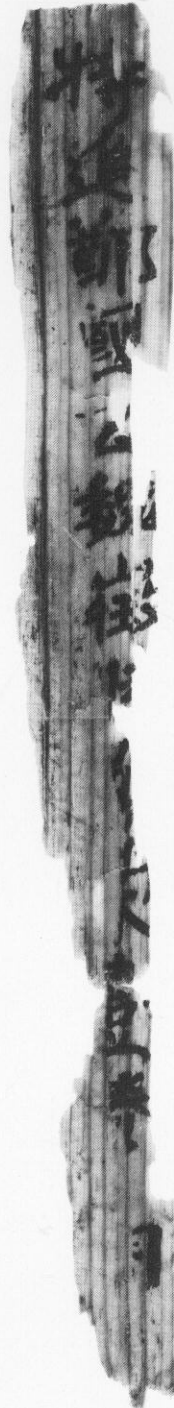
ヒノキ属

木簡12とは異筆である。





13



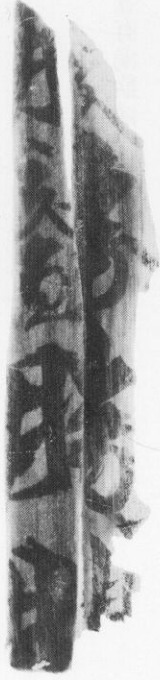
12

- 16  勝勝
- 15   勝勝
- 14  勝勝勝勝 (勝カ)

いずれも木簡13と同筆と推定される習書である。

- 第二六次—D
- 第二六次—D
- 第二六次—D

ヒノキ



15



14



16

- 17 豈有渴飲鴻
- 18 「万品受形各□
- 19 □
- 非可以一理推
- 20 □餘□
- 21 稟性□
- 22 爲炭□
- 23 既脩

17、19はある文章からの抜き書と推定されるが、その出典は明らかでない。18と21はほぼ同材同筆と推定される。

- 第二六次―D 針葉樹
- 第二六次―D ヒノキ
- 第二六次―D 針葉樹
- 第二六次―D ヒノキ
- 第二六次―D 針葉樹
- 第二六次―D ヒノキ
- 第二六次―D 針葉樹
- 第二六次―D ヒノキ
- 第二六次―D ヒノキ属



19



18



17



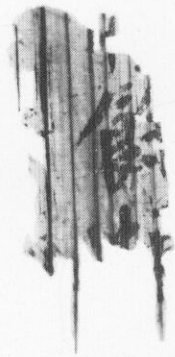
23



22



21



20

29 28 27 26 25 24

于 □ 險 □ 夫 □

□ 風稍改 □

賊性而馳 □

これらもある文章からの抜き書と推定されるものである。25と26は同文であるが、筆は異なる。

第二六次―D

第二六次―D

第二六次―D

第二六次―D

第二六次―D

第二六次―D

ヒノキ属

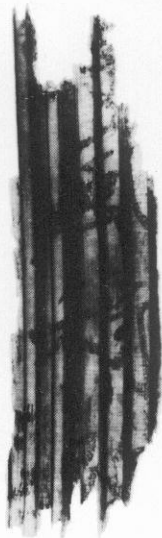
ヒノキ

針葉樹

ヒノキ属

ヒノキ

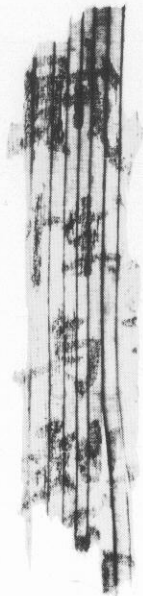
ヒノキ属



26



25



24



29



28



27

31 30

□<sup>(目カ)</sup> □ 依員 □  
□<sup>(急カ)</sup> 救 □

この二点は同筆であろう。

33 32

□ 山川 同 □<sup>(險カ)</sup>  
□<sup>(共カ)</sup> □ 山川 同 □<sup>(險カ)</sup>

異筆同文である。

第二六次―D

ヒノキ属

第二六次―D

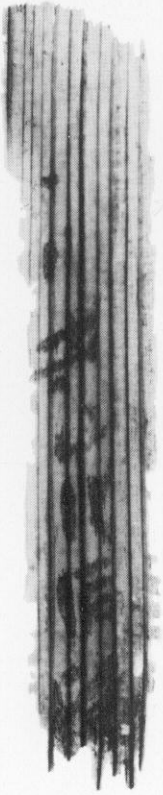
ヒノキ

第二六次―D

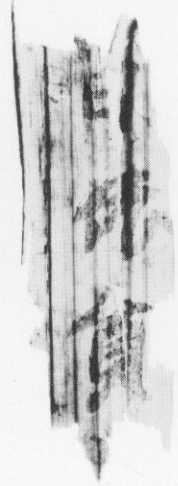
ヒノキ属

第二六次―D





33



30



31



32

34 「車持朝臣氏道

第二六次―D

ヒノキ属

35 申車持持朝

第二六次―D

ヒノキ属

未知の人名であり、彼の事績は明らかでない。西海道における車持氏については古く履中紀五年十月条に筑紫の車持部に関する記事が見え、車持朝臣はその首長の後裔氏族であろう。なお35は34から類推して判読したものである。

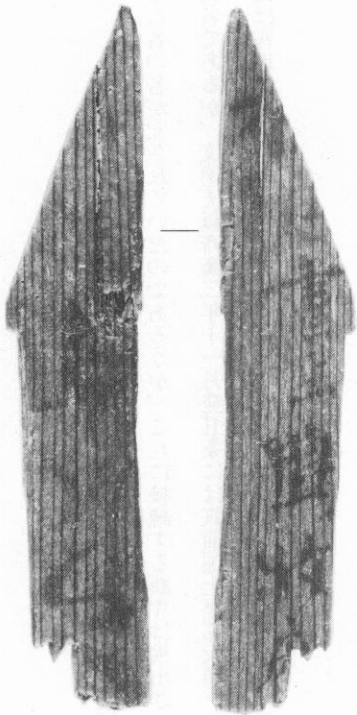
36

書生鴨牧麻

□□□

第二六次―D 九・五×一・八×〇・三 針葉樹

原形などは不明であり、下端も折損しているが、鴨牧麻呂であろう。裏面は異筆の逆字であり、文字は判読しがたい。書生は木簡49にも見え、在地の郡司級の氏族の出身者が勤めたのであろう。この鴨氏が鴨朝臣氏などといかなる関係にあるのかは明らかでないが、書生であることからみて在地の氏族であろう。なお大宰府跡出土の文字瓦に「賀茂」銘のあることが注目される。



36



35



34

37 合深人前田臣□

第二六次—D

針葉樹

「合深人」とあるから、前田臣につづいて六名の名が記されていたのであろうが、これに接続する断片は検出されなかった。前田臣はほとんど未知に近い氏名であるが、文徳実録斉衡二年十一月癸丑条には筑前国上座郡大領として外従七位上前田臣市名の名が見え、同氏は在地性の強い郡司級の氏族と推定される。

38 合深人前

第二六次—D

37と同文であらう。

39 □□二人

第二六次—D

40 「山口忌寸 當

第二六次—D

ヒノキ属

削屑のため原形などは不明であるが、内容のある種の歴名とみれば、「當」は当麻氏であらうか。山口忌寸の事績は明らかでないが、万葉集卷四には、天平二年六月、夷守駅（福岡市東区多々良付近に比定される）で帰京する大伴稻公らを見送った中に「少典山口忌寸若麻呂」が見え、「すはにある いはくにやまをこえむひは たむけよくせよ あらきそのみち」と詠んでいる。

41 (日奉カ) □□

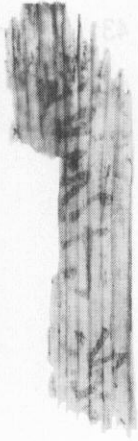
第二六次—D

42 部 日奉□□ (部カ)

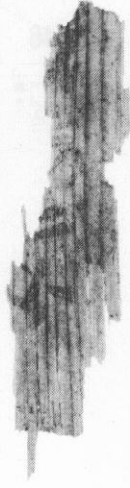
第二六次—D

針葉樹

日奉部は敏達紀六年二月甲辰条に初見し、西海道では筑後・豊前・肥後などに見られる。



40



39



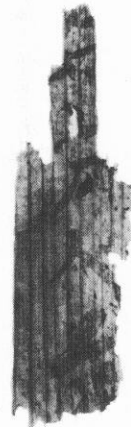
37



42



41



38

43

□ 物々長 □<sup>(實カ)</sup>  
□ □ □<sup>(果カ)</sup>

第二六次―D

物々長□<sup>(實カ)</sup>は人名であろう。西海道における物部氏関係氏族はかなり広範囲におよんでいる。

44

□ 部波  
□ □

第二六次―D

針葉樹

45

□ 部礼

第二六次―D

ヒノキ

小片で文意は不明。

46

□ 呂<sup>(麻カ)</sup>

第二六次―D

ヒノキ属

47

呂 万呂 □

第二六次―D

ヒノキ属

46・47ともに人名であろう。

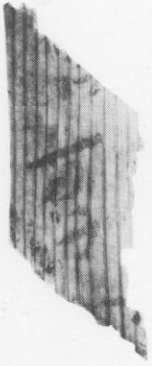
48

□ □ 来  
□ □ 麻呂  
□ □ 麻呂前

第二六次―D

針葉樹

この三点は現状では接続しないが、木質・筆跡などからみて本来同一個体と推定される。



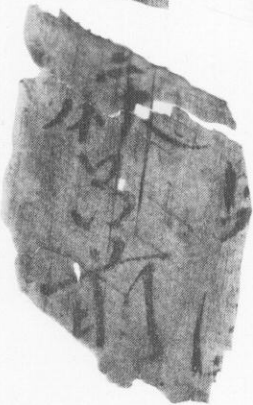
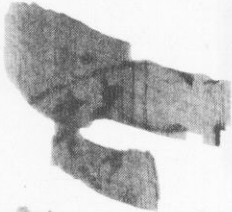
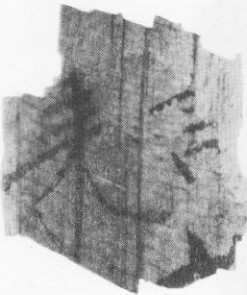
47



46



44



48



45



43

「隊廣成 身 宜此状知早速限今日」

省

五十五五十五 割 隊

「身 身」

「京京 京道 澤澤守十一月廿七日 成

「遠賀遠 旨旨旨旨 旨旨旨 旨 旨 書生十一月守守當」

第二六次—D

ヒノキ

この各片は本来同一個体であった可能性が強いが、とすれば全長四〇cm以上になり、問題が残る。文意は明らかでないが、裏面は習書であろう。





50 御笠團□□□

第二六次―D

ヒノキ属

御笠團は遠賀團とともに筑前四軍団の一であるが、他の二団の団名は明らかでない。弘仁四年八月九日の太政官符によると、管内諸国の兵士はほぼ半減され、筑前国の場合は団別五〇〇人とされている。なお太宰府町大字国分において発掘され、現在重要文化財に指定されている銅印（印文「御笠團印」）は「遠賀團印」とともに軍団印として有名である。

51 □百長

第二六次―D

軍防令からは「百長」という称呼そのものを見い出すことはできないが、周防国正税帳には「長門国豊浦団五十長 凡海部我妹」の名が見え、軍団の職名の一つと考えられる。

52 □遠遠賀  
遠遠遠

第二六次―D

針葉樹

「遠賀」は木簡49にも見え、筑前国遠賀郡のことであろうが、これは習書とみなされる。

53 長一人物守

第二六次―D

ヒノキ属

54 長一人膳

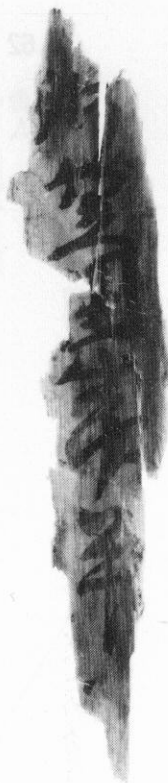
第二六次―D

ヒノキ属

ともに削屑で原形は不明であるが、記載形式は同じであり、大宰府政庁の下級職制にかかわるものと推定される。53は「膳」あるいは「膳□」で一称呼となるのか明らかでないが、職員令に見える主厨との関連が注目される。主厨の職掌としては醃などのいわゆる保存食に関することが規定されているが、それは本務とも言うべき番客饗応のための料理や供御御贄の調製などを行なうためのものであった。その定員は一人であるが、その下には大膳職における膳部に相当する者や雑役に従事する者などが当然配置されていたであろうから、これはそのような一人ではないだろうか。一方「物守」の職掌も明らかでないが、延善民部式に見えるような何らかの施設の守衛的な存在ではないだろうか。またいずれも「長一人」とあるから、かかる職務に従事する者の複数的存在がうかがえる。



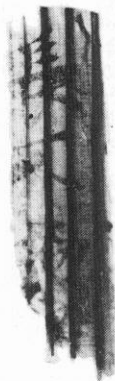
52



50



54



53



51

55 長 長□

第二六次—D

針葉樹

56 也長 長「

第二六次—D

ヒノキ属

57 □長□□□

第二六次—D

針葉樹

58 □□<sup>(張九)</sup>

第二六次—D

針葉樹

59 柴取 一人

第二六次—D

ヒノキ

60 草取 二人

第二六次—D

ヒノキ

兩者とも削屑で、原形は不明である。この称呼には多分に力役的要素が看取される。平城宮跡出土木簡の「仕丁  
合拾伍人職」(「平城宮跡発掘調査  
出土木簡概報」五)にも見えるように、仕丁に課せられた具体的な労働にもとづく称呼であろう。

61 □□舍人□

第二六次—D

ヒノキ

62 舍人

第二六次—D

ヒノキ

前者は舍人以外の文字が判読できないため文意は明らかでない。後者は前者より類推して判読できる。



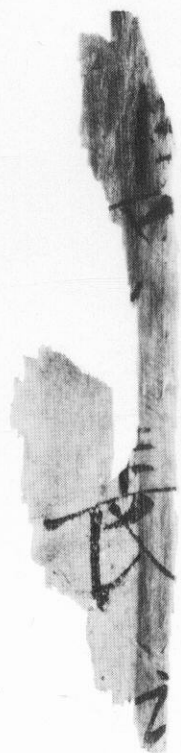
58



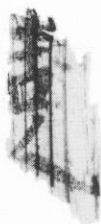
57



56



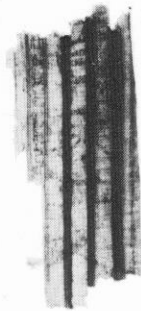
55



62



61



60



59

63 商布廿<sup>(段カ)</sup>□ 十四□

第二六次—D 八・五×〇・九×〇・二 針葉樹

上半部が折損しているため原形の推定は困難であるが、内容的には付札とも考えられる。商布は交易制によつて調達される布帛類であり、延喜十四年八月十五日の太政官符には諸国例進地子雑物の品目と数量が規定されている。それによると、商布を貢進するのは主として東山道諸国であり、大宰府管内の場合は絹・綿とされ、商布は見られない。

64 □<sup>(山カ)</sup> □<sup>(山カ)</sup> 壹頭

第二六次—D ヒノキ

「□<sup>(山カ)</sup> □<sup>(山カ)</sup>」と「壹頭」は異筆とみられる。

65 □ 壹

第二六次—D

66 事豊

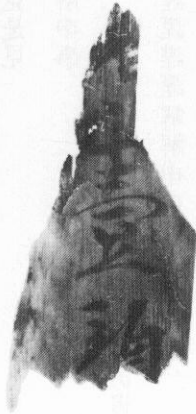
第二六次—D

針葉樹

木簡67と同筆とみられる。



66



64



63



65

67

家車見是見  
爲爲謹解申事

第二六次―D 一三三・二〇三・七〇〇・三 針葉樹

「謹解申事」は解文の事書の書式であり、内容的には習書とみなされる。

68

「謹謹謹謹謹謹解解申申人人人連人□」  
「□□□□□□□□百百百百□事□□□□」

第二六次―D 三二・二〇一・三〇〇・一 針葉樹

67と同種の習書である。かなり薄く、何回も削られたのであろう。



竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成

68

竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成  
竹葉人成

為家  
市見  
是見  
事

67





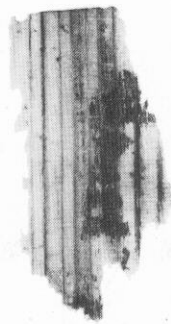
69



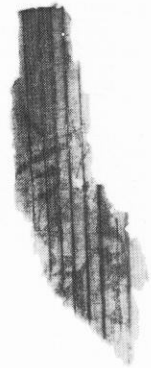
70



71



73



72



75



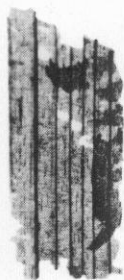
74

81 □ 貳貳  
 80 貳貳  
 79 貳貳 □  
 78 貳  
 77 貳貳  
 76 □ 貳家爲

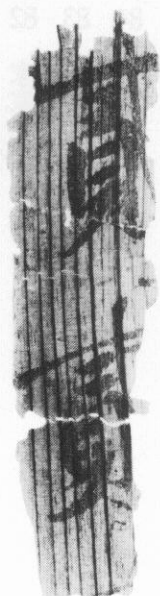
習書の例。なお77と78は同筆とみられる。

第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D

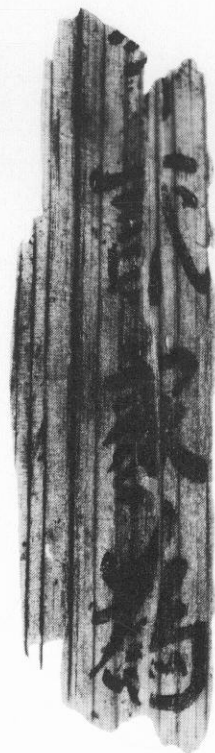
ヒノキ属  
 ヒノキ属  
 針葉樹  
 ヒノキ属



78



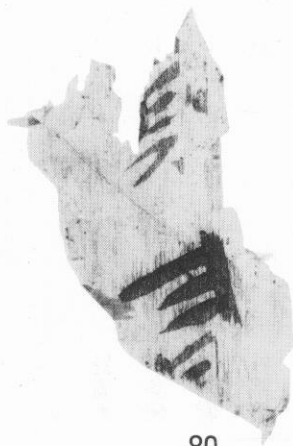
77



76



81



80



79

86 家  
 85 家  
 84 爲爲爲爲  
 83 □家家  
 82 家家爲□  
(馬カ)

これも習書である。

第二六次―D  
 第二六次―D  
 第二六次―D  
 第二六次―D  
 第二六次―D

ヒノキ  
 針葉樹  
 針葉樹  
 針葉樹  
 針葉樹



84



85



86



83



82

92 □前  
 91 前  
 90 前前前  
 89 □豊<sup>(豊カ)</sup>  
 88 豊前□  
 87 豊前□<sup>(國カ)</sup>□

ともに削屑の断片で、原形などは不明。

90と91は同材・同筆と推定されるが、現状では接続しない。

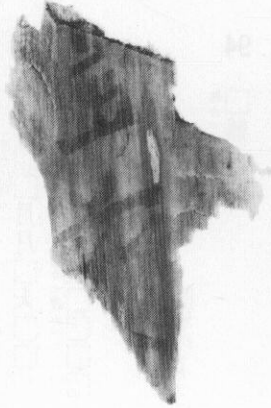
第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D

針葉樹  
 針葉樹  
 ヒノキ属  
 ヒノキ属  
 ヒノキ属  
 ヒノキ属





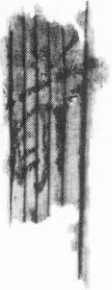
89



88



87



91



90



92

93

月    月   月   大

翼翼翼

第二六次—D

ヒノキ属

94

難 (難カ)

削層のように薄い。内容的には習書と推定されるので、何度も削られたものの最後であろう。

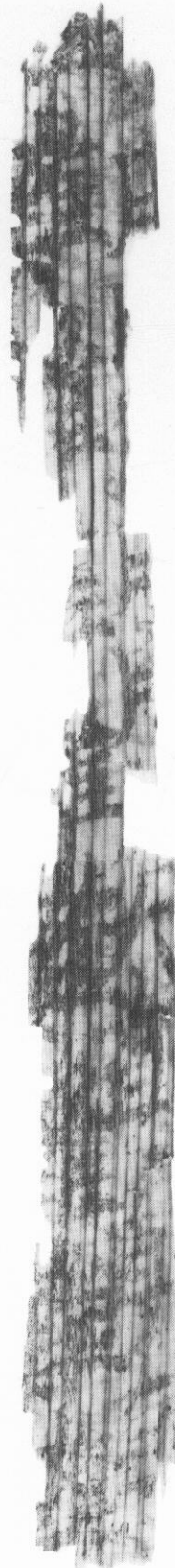
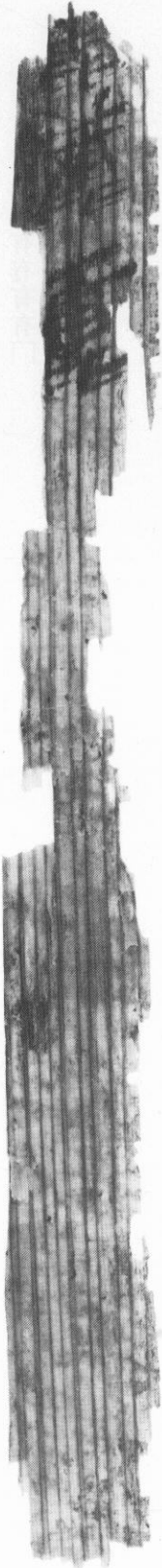
第二六次—D

ヒノキ属

材・筆ともに93に近似しているので、両者は本来同一個体に属するものかもしれない。



94



93

101 我我我  
 100 成成成  
 99 有有  
 98 有有  
 97  有  有  有  有  
 96 道道道 (道力)  
 95  人 (人カ)  
        道

第二六次 | D  
 第二六次 | D  
 第二六次 | D  
 第二六次 | D  
 第二六次 | D  
 第二六次 | D  
 第二六次 | D

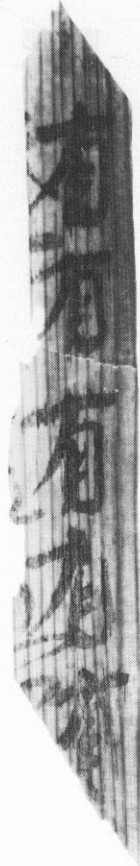
ヒノキ  
 針葉樹  
 ヒノキ属  
 針葉樹  
 針葉樹



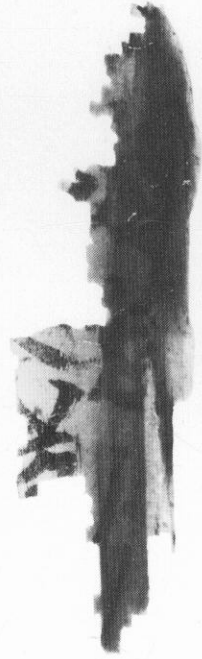
100



98



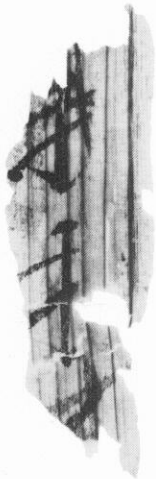
97



95



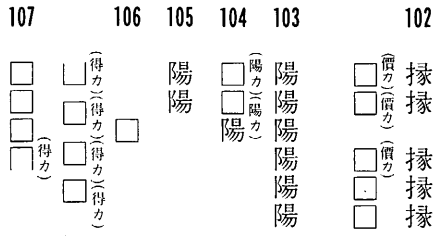
99



101



96



現状では接続しないが、本来は同一個体と推定される。

第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D

針葉樹  
 針葉樹



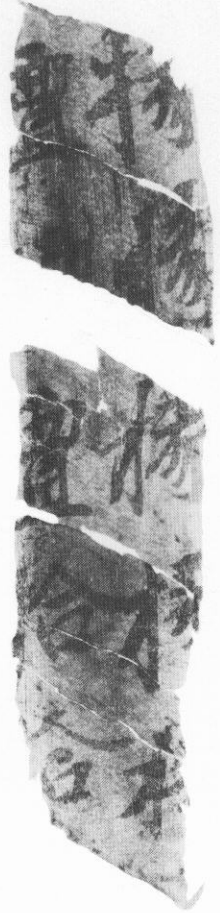
106



104



103



102



107



105

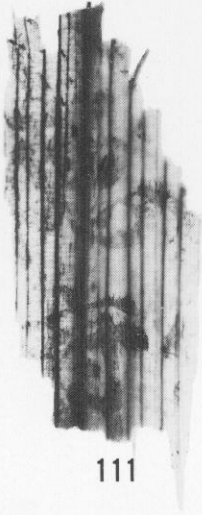
112 □被被  
 111 徳府  
 110 □間聞□  
 109 聞□<sup>(徳カ)</sup>  
 108 聞聞□□

成語のようでもあるが、断簡のため文意は明らかでない。

第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D  
 第二六次—D

ヒノキ属  
 ヒノキ  
 針葉樹  
 ヒノキ  
 ヒノキ属

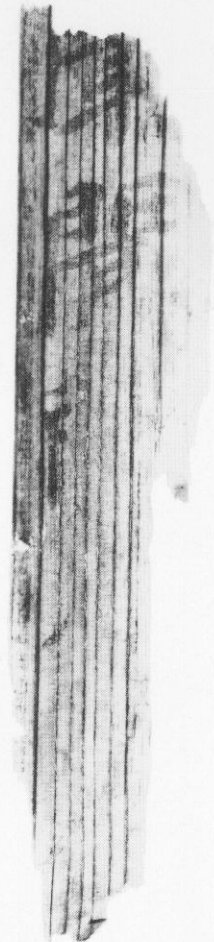




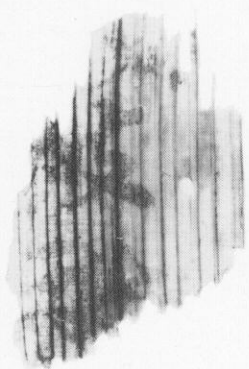
111



109



108



112



110





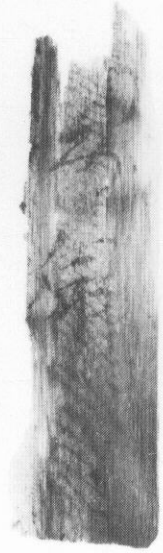
116



115



114



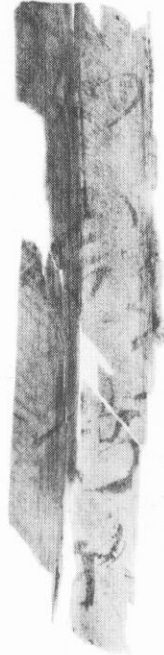
113



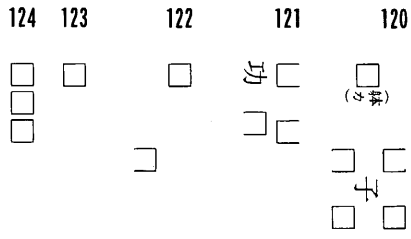
119



118

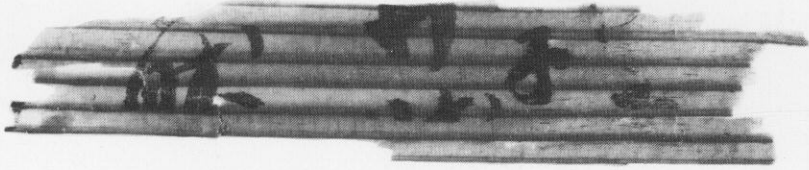


117



横材利用の例。

第二六次—D	第二六次—D	第二六次—D	第二六次—D	第二六次—D
--------	--------	--------	--------	--------



120



121



122



124



123

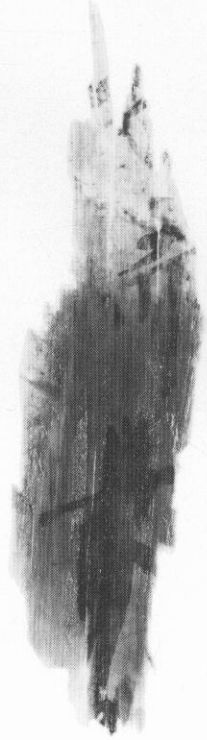




131



126



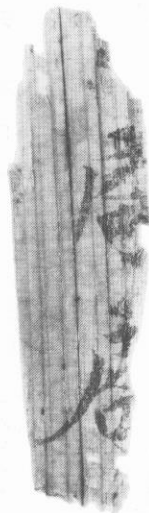
125



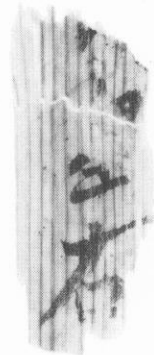
127



130



129



128

136 135 134 133 132

□宣 □諸

□知 □也

天 (金力)

□ (壓力)

第二六次—D

第二六次—D

第二六次—D

第二六次—D

第二六次—D

ヒノキ属

針葉樹

針葉樹

針葉樹

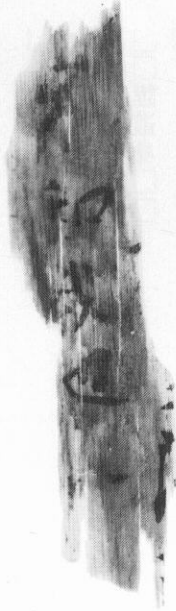
コウヤマキ

針葉樹





136



134



132



135



133

140

(道力)

謹道身

第二六次—D

針葉樹

139

道道

第二六次—D

ヒノキ属

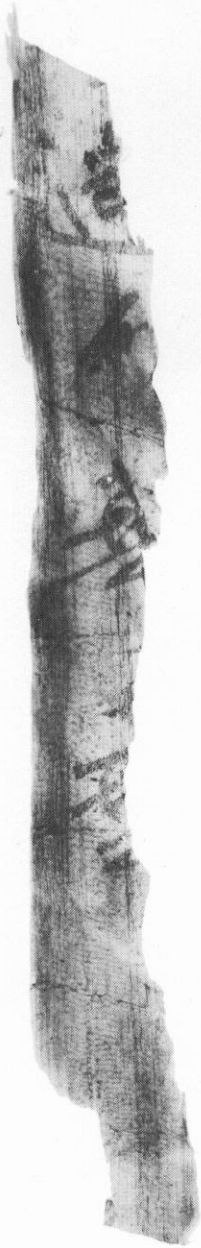
138

137

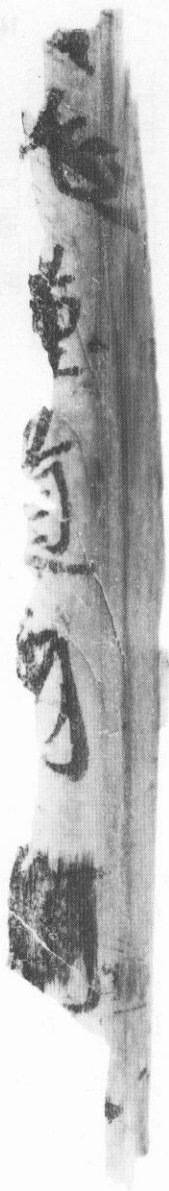
(原力(律力))

第二六次—D

ヒノキ



140



139

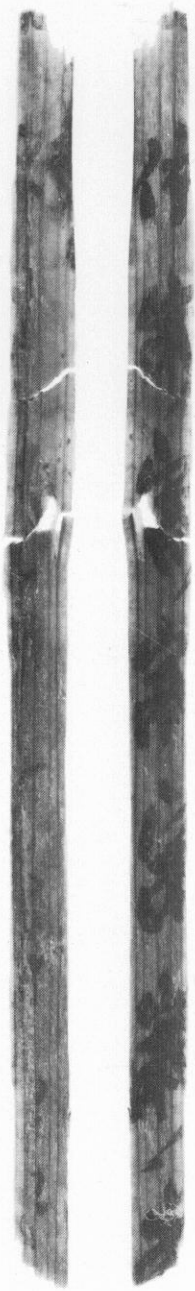


137

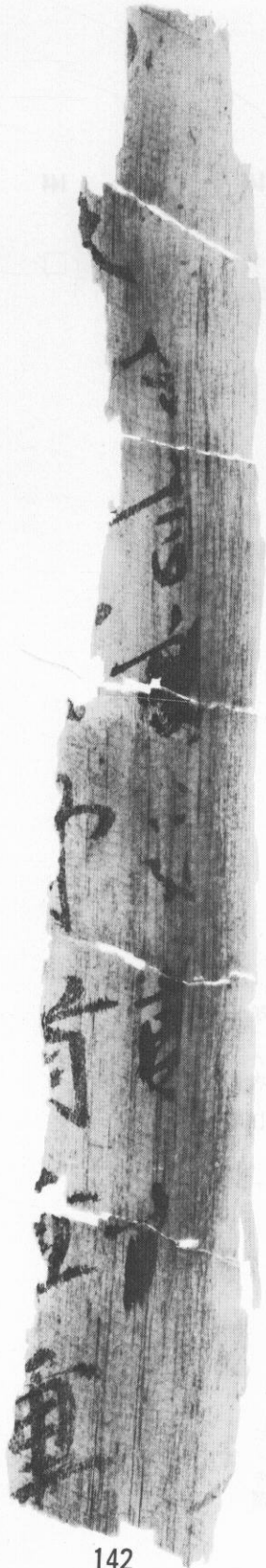


138

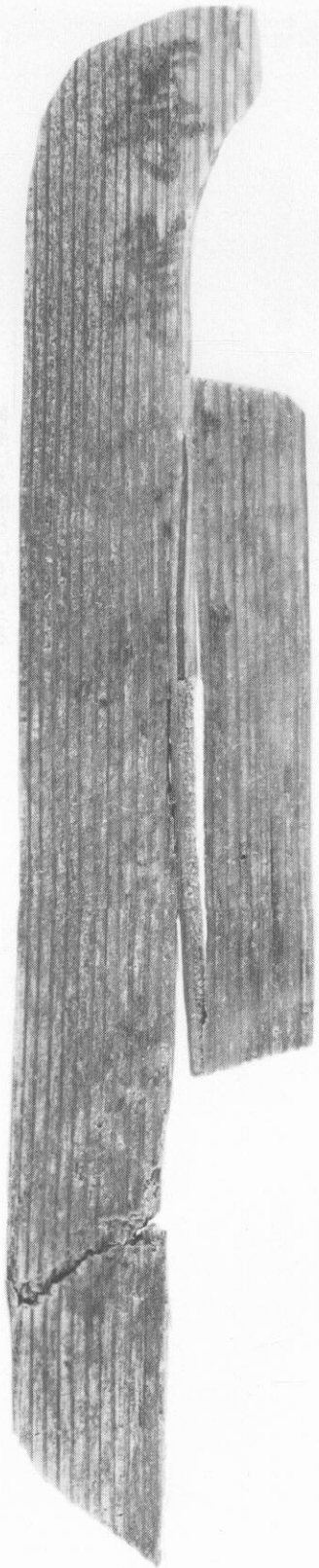




143



142



141

144

□新□

第二六次—D

145

□馬守□  
(産カ)

第二六次—D

146

者者□

第二六次—D

147

□  
□<sup>(使カ)</sup>  
□<sup>(部カ)</sup>  
□<sub>□</sub>

第二六次—D

断簡のため文意は明らかでない。

使部は木簡8にも見える。

ヒノキ属



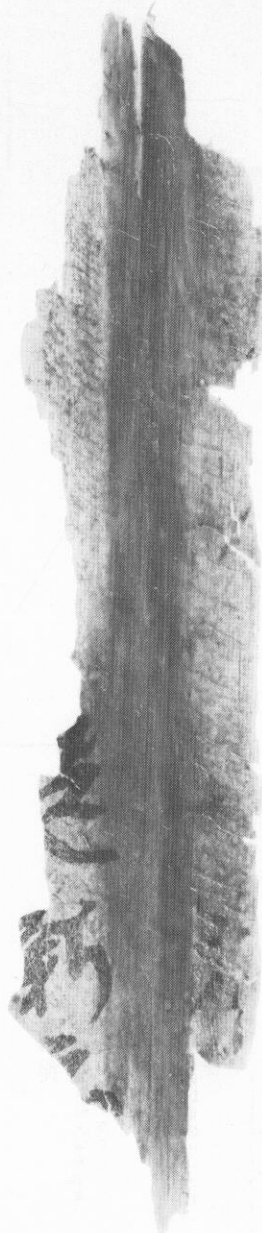
147



145



146



144

大宰府史跡出土木簡概報 (一)

昭和五十一年三月三十一日

発行 九州歴史資料館

福岡県筑紫郡太宰府町大字太宰府  
字太郎左近一〇二五

印刷 秀巧社印刷株式会社

福岡市南区塩原二一九四の二